

役員及び委員等の旅費に関する規程

制 定：2009年 4月 11日
最近改正：2017年 10月 15日

第1条 一般社団法人日本心理臨床学会（以下「本会」という。）の定款第25条に基づき、この規程を定める。

- 2 この規程は本会の役員及び委員会委員等が、会務のために移動する場合の旅費について定める。
- 3 本会が主催する研修会や大会等の講師や招待者に対しても、この規程を準用する。

第2条 本会の会務とは次のものをいう。

- (1) 本会の理事会、社員総会、委員会等の会議
- (2) 関係団体の会議等で、本会を代表して出席するもの
- (3) その他必要と認められるもの

第3条 旅費は、交通費と宿泊料からなる。交通費は原則として、経済的に安価な最短順路の実費とする。ただし、業務の都合、天災・地震・事故、その他やむを得ない理由のときは、この限りではない。

宿泊料は、当該委員会・会議等の責任者の判断により支給することができ、1泊につき12,000円を原則とするが、地域や時期を考慮することとする。

第4条 旅費は、申告により概算払いを受けることができる。

第5条 海外への出張については、業務執行理事会の承認を必要とする。学会が負担する経費の範囲と、出張者の業務や義務については、その都度、業務執行理事会で決定する。

第6条 旅費については、1年に2回の送金による支払いを原則とする。ただし、申告により、速やかな送金を受けることもできるものとする。

第7条 本規程により処理できない特別な場合は、その都度、業務執行理事会で協議して決定する。

第8条 本規程の改廃は、理事会の承認を得るものとする。

附 則

- 1 この規程は2009年4月11日より発効する。

附 則

- 1 この規程は2016年3月27日より発効する。

附 則

- 1 この規程は2017年10月15日より発効する。